

衣浦 1 号地最終処分場 維持管理計画書

最終処分場の維持管理計画は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和 52 年 3 月 14 日、総理府・厚生省令第 1 号）に従い、維持管理の基準を策定し、これに努めるものとする。

1 維持管理計画

(1) 産業廃棄物の飛散・流出防止

- ダスト類（フライアッシュ）はスラリー工法により埋立を行うことで飛散防止を図る。
- 燃え殻、汚泥、第 13 号廃棄物の埋立においては、必要に応じ散水車により散水を行い、埋立物の乾燥による飛散防止を図る。
- 産業廃棄物の埋立完了部分には覆土することにより廃棄物の飛散防止を図る。

(2) 悪臭防止

- 埋立処分する産業廃棄物は、無機性のものであることから、悪臭の発生はない。
- 万が一、悪臭が発生した場合は、覆土することにより悪臭の発生を防止する。

(3) 火災防止

- 埋立処分する産業廃棄物は、無機性のものであり、火災発生の可能性は低いが、発生した場合には散水車等での放水により初期対応を行うとともに、直ちに消防署に通報し、公設消防による消火活動を行う。
- 火災の発生を防止するため、管理棟等の建物には消火器を備える。

(4) ねずみ、蚊、はえ等の害虫発生対策

- 埋立処分する産業廃棄物は、無機性のものであることから、ねずみの生育、蚊、はえその他の害虫は発生しない。
- 万が一、害虫が大量発生した場合は、薬剤散布等による措置を講じる。

(5) 囲い

- 最終処分場の陸上部は、隣接する「武豊火力発電所」での敷地の囲いおよび入出門管理を行っており、関係者以外の立入りを防止する。
- 海上部は、海面と護岸の高低差により海上から関係者以外の立入りを防止する。

(6) 表示

- 立札その他の設備は、常に見えやすい状態にしておくため、前に物を置かないようにするとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他の措置を講ずる。
- また、立札その他の設備が破損した場合は、直ちに補修する。

(7) 擁壁（護岸）の点検等

- 護岸の目視点検や処分場周辺の水域の水質検査を定期的に行い、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。
- 護岸の定期点検を計画し、その計画に基づき点検する。点検結果により破損のおそれがある場合は、必要な措置を講ずる。

(8) 遮水工の点検等

- 遮水シートは上部・下部に保護マットおよび砕石を用い施工されている。
- 護岸の目視点検や処分場周辺の水域の水質検査を定期的に行い、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずる。
- 遮水工の定期点検を計画し、その計画に基づき点検する。点検結果により破損のおそれがある場合は、必要な措置を講ずる。

(9) 周辺水域の水質検査・記録

- 埋立処分開始前
処分場周辺の水域（図1）の水の水質検査（表1）を行い記録する。
- 埋立処分開始後
処分場周辺の水域（図1）の水の水質検査（表2）を1回/6ヶ月以上行い記録する。
- 水質の悪化が認められた場合には、その原因を速やかに調査し、調査結果に基づき、生活環境の保全を目的とした必要な措置を講ずる。

(10) 調整池の点検等

最終処分場全体が調整池の機能を有することから、護岸の目視点検や処分場周辺の水域の水質検査を定期的に行い、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。

(11) 浸出液処理設備の維持管理および浸出液の汚染防止

- 放流水質の維持管理基準値に適合することができるよう浸出液処理設備の各機器類の運転状態を点検し、適正に維持管理する。
- 浸出液処理設備の機器の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずる。
- 放流水については表3に掲げる検査項目・頻度に従い水質検査を行い記録する。

(12) 凍結防止措置

冬季等の時期において定期的に点検を行い、配管等の凍結のおそれのある場合は、必要な措置を講ずる。

(13) 埋立終了時の覆土

- 産業廃棄物の埋立てが所定の高さ（D.L.+5.00m）に達した区域では、産業廃棄物表面に所定の高さ（D.L.+5.50m）まで覆土を施工する。
- 覆土材は再生砕石、山土、建設発生土を用いる。

(14) 覆いの損壊対策

定期的に覆土の点検を行い、損壊のおそれがある場合には必要な措置を講ずる。

(15) 残余埋立容量の測定記録

最終処分場残余容量算定マニュアル（環境省 平成17年3月発行）に基づき算定し、記録する。

(16) 埋立廃棄物数量等の記録・保存

基準省令に従い、埋め立てられた廃棄物の種類、数量および点検、検査、その他の措置を記録し、廃止までの間保存する。

(17) 振動・騒音測定

処分場の振動・騒音について図2の箇所にて表4に掲げる測定項目・頻度に従い測定を行い記録する。

2 埋立終了後から廃止までの維持管理

(1) 最終処分場の設備については定期的に巡視し、異常が認められた場合は速やかに必要な措置を講ずる。

(2) 保有水集水槽水質、浸出液処理設備放流水および処分場周辺水域の水の水質については技術基準に定められた項目・頻度により水質検査を行う。

なお、水質検査結果に異常が認められた場合は、必要な措置を講ずる。

図1 周辺水域の水質検査採取場所

採取場所 下図のとおり

海域水質：護岸周縁の海域 2 地点

海域底質：浸出液処理設備からの処理水の放流地点近傍 1 地点

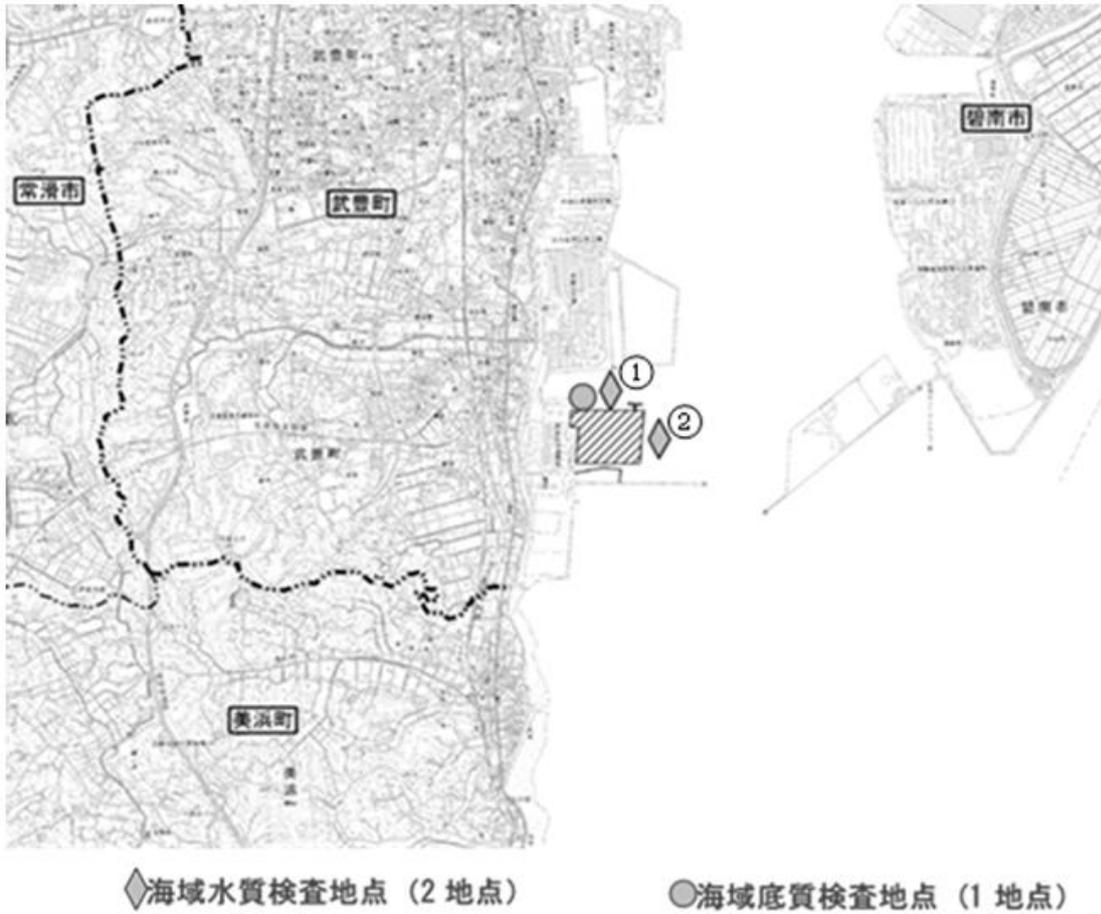


表1 周辺水域の水質検査[埋立処分開始前（図1の海域水質のみ）]

	測定項目
1	アルキル水銀
2	総水銀
3	カドミウム
4	鉛
5	六価クロム
6	砒素
7	全シアン
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	一・二ジクロロエタン
14	一・一ジクロロエチレン
15	一・二ジクロロエチレン
16	一・一・一トリクロロエタン
17	一・一・二トリクロロエタン
18	一・三ジクロロプロペン
19	チウラム
20	シマジン
21	チオベンカルブ
22	ベンゼン
23	セレン
24	一・四ジオキサソ
25	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）

表2 周辺水域の水質検査[埋立処分開始後]

	図1 海域水質	図1 海域底質
項目	測定頻度及び報告頻度	測定頻度及び報告頻度
アルキル水銀	1回/6か月	年1回
総水銀	1回/6か月	年1回
カドミウム	1回/6か月	年1回
鉛	1回/6か月	年1回
六価クロム	1回/6か月	年1回
砒素	1回/6か月	年1回
全シアン	1回/6か月	年1回
ポリ塩化ビフェニル	1回/6か月	—
トリクロロエチレン	1回/6か月	—
テトラクロロエチレン	1回/6か月	—
ジクロロメタン	1回/6か月	—
四塩化炭素	1回/6か月	—
一・二—ジクロロエタン	1回/6か月	年1回
一・一—ジクロロエチレン	1回/6か月	—
一・二—ジクロロエチレン	1回/6か月	—
一・一・一—トリクロロエ	1回/6か月	—
一・一・二—トリクロロエ	1回/6か月	—
一・三—ジクロロプロペン	1回/6か月	—
チウラム	1回/6か月	—
シマジン	1回/6か月	—
チオベンカルブ	1回/6か月	—
ベンゼン	1回/6か月	—
セレン	1回/6か月	年1回
一・四—ジオキサン	1回/6か月	年1回
塩化ビニルモノマー	1回/6か月	年1回
ダイオキシン類	年1回	年1回

表3 浸出液処理設備放流水の水質検査

	項目	単位	協定値	測定頻度	報告頻度
放 流 水	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	年4回	年4回
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005 以下	年4回	年4回
	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03 以下	年4回	年4回
	鉛及びその化合物	mg/L	0.1 以下	年4回	年4回
	有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	mg/L	1 以下	年4回	年4回
	六価クロム化合物	mg/L	0.5 以下	年4回	年4回
	砒素及びその化合物	mg/L	0.1 以下	年4回	年4回
	シアン化合物	mg/L	1 以下	年4回	年4回
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.003 以下	年4回	年4回
	トリクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	年1回	年1回
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	年1回	年1回
	ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下	年1回	年1回
	四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	年1回	年1回
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下	年1回	年1回
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1 以下	年1回	年1回
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下	年1回	年1回
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下	年1回	年1回
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下	年1回	年1回
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下	年1回	年1回
	チウラム	mg/L	0.06 以下	年1回	年1回
	シマジン	mg/L	0.03 以下	年1回	年1回
	チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下	年1回	年1回
	ベンゼン	mg/L	0.1 以下	年1回	年1回
	セレン及びその化合物	mg/L	0.1 以下	年4回	年4回
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5 以下	年1回	年1回
	ほう素及びその化合物	mg/L	230 以下	年1回	年1回
	ふっ素及びその化合物	mg/L	15 以下	年1回	年1回
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	100 以下 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	年1回	年1回
水素イオン濃度 (pH)	—	5.0 以上 9.0 以下	月1回	月1回	
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	10 以下	月1回	月1回	

浮遊物質 (SS)	mg/L	10 以下	月 1 回	月 1 回
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/L	2 以下	年 1 回	年 1 回
フェノール類含有量	mg/L	1 以下	年 1 回	年 1 回
銅含有量	mg/L	1 以下	年 1 回	年 1 回
亜鉛含有量	mg/L	2 以下	年 1 回	年 1 回
溶解性鉄含有量	mg/L	5 以下	年 1 回	年 1 回
溶解性マンガン含有量	mg/L	5 以下	年 1 回	年 1 回
クロム含有量	mg/L	2 以下	年 1 回	年 1 回
大腸菌群数	個 /cm ³	日間平均 3,000 以 下	年 1 回	年 1 回
窒素含有量	mg/L	15 以下	月 1 回	月 1 回
燐含有量	mg/L	2 以下	年 1 回	年 1 回
ダイオキシン類	pg- TEQ/L	10 以下	年 1 回	年 1 回

図2 振動・騒音測定箇所

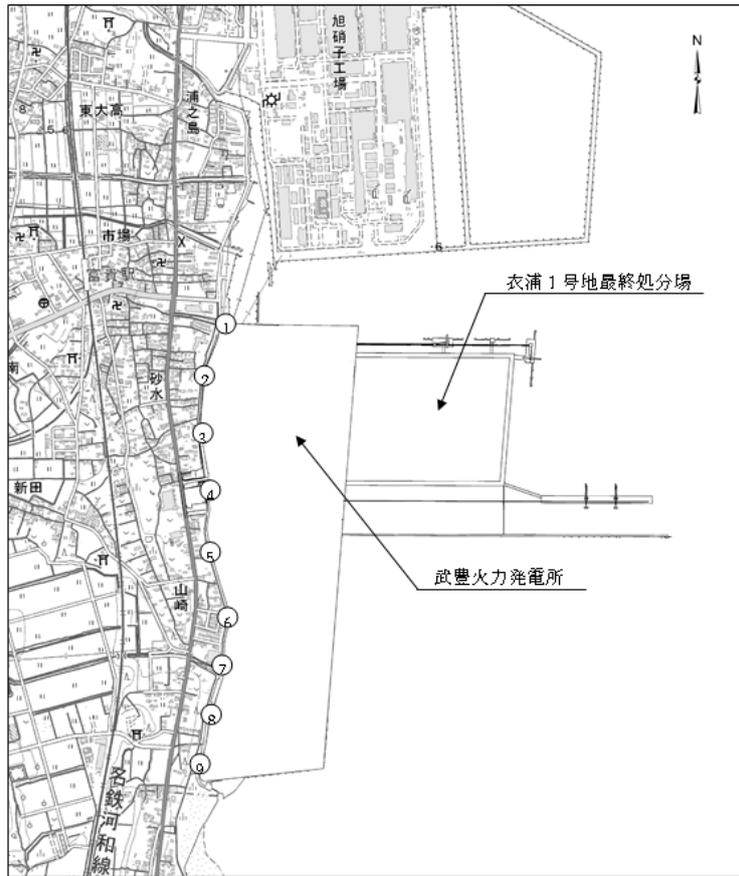


表4 振動・騒音測定頻度

(1)騒音

時間の区分		許容限度	測定頻度	報告頻度
		民家に接する側の敷地境界線		
朝	午前6時から午前8時まで	65 dB以下	年4回	年4回
昼間	午前8時から午後7時まで			
夕	午後7時から午後10時まで			
夜間	午後10時から翌日の午前6時まで	55 dB以下		

(2)振動

時間の区分		許容限度	測定頻度	報告頻度
		民家に接する側の敷地境界線		
昼間	午前7時から午後8時まで	65 dB以下	年4回	年4回
夜間	午後8時から翌日の午前7時まで	60 dB以下		